



PAD-F-第02-001号

# スターストリームサービス 料金表

第6版  
(平成15年3月)

**JSAT株式会社**

## スターストリームサービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 消費税相当額の加算	1
4 料金の計算方法	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	1
8 料金等の支払期日	2
第1表 配信専用料	3
1 適用	3
2 料金	3
2-1 ファイル配信サービスに係るもの	4
2-2 データストリームサービスに係るもの	5
第2表 限定受信システム基本料	6
1 適用	6
2 限定受信システム基本料の額	6
第3表 付加機能料	7
1 適用	7
2 料金	7
第4表 手続きに関する料金	8
1 適用	8
2 料金	8
第5表 解除料	9
1 適用	9
2 解除料の額	9
2-1 ファイル配信サービスに係るもの	9
2-2 データストリームサービスに係るもの	9
2-2-1 利用開始日の前日までの解除に係るもの	9
2-2-2 利用開始日以降の解除に係るもの	10
第6表 伝送速度変更料	11
1 適用	11
2 伝送速度変更料の額	11
第7表 一時前払いの割引率	12
附 則	13

## 通 則

### 1 料金の適用

当社は、スターストリームサービスに係る料金を、このスターストリームサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

### 2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。その場合の料金は、変更後の料金表によります。

### 3 消費税相当額の加算

スターストリームサービス契約約款(以下「約款」といいます。)第55条(配信専用料の支払義務)から第58条(手続きに関する料金の支払義務)までの規定により支払いを要するものとされている料金の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

### 4 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

### 5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その配信専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき配信専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

### 6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、料金表において暦月あたり一定の料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
  - ア 暦月の初日以外の日スターストリームサービスの利用開始日及び受信専用設備の使用開始日が到来したとき。
  - イ 暦月の末日以外の日スターストリームサービスの利用期間終了日が到来したときまたは専用契約の解除により専用契約が終了したとき。
  - ウ 暦月の初日以外の日専用契約事項の変更または料金表の改訂等により月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。)
  - エ 約款第59条(支払いを要しない料金)第1項または第2項の規定に該当するとき。
  - オ 暦月の初日にスターストリームサービスの利用開始日が到来し、その日にその専用契約の解除により専用契約が終了したとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

### 7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

- (2) 前号にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 8 料金等の支払期日

- (1) 専用契約者は、料金等次に掲げる債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金(支払期日までに当社が現金化できる方法によります。以下同じとします。)することにより支払っていただきます。

区 分		支 払 期 日
1	配信専用料	スターストリームサービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてのその月の翌月末
2	限定受信システム基本料	専用契約者から受信専用設備を据え付けた旨の通知があった月から、その受信専用設備について、毎月、当月分として翌月末
3	付加機能料	スターストリームサービスの付加機能を利用した月の翌月末
4 手続きに 関する 料金	(1) 限定受信システム取扱手数料	専用契約者から受信専用設備を据付けた旨の通知があった月から、その受信専用設備について、毎月、当月分として翌月末
	(2) 料金プラン変更手数料	料金プランの変更を行った月の翌月末
	(3) 伝送方式変更手数料	伝送方式の変更を行った月の翌月末
	(4) 最大伝送速度変更手数料	最大伝送速度の変更を行った月の翌月末
5	解除料	専用契約の解除の日から14日以内の日
6	伝送速度変更料	伝送速度の変更を行った月の翌月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 専用契約者が国または地方公共団体等である場合もしくは専用契約者との協議により当社が別に指定した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金もしくは当社が別に指定する方法により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第1号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。

第1表 配信専用料

1 適用

配信専用料の適用については、約款第55条(配信専用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

配 信 専 用 料 等 の 適 用													
(1) ファイル配信サービスの配信専用料の適用	1 ファイル配信サービスの配信専用料には、次の料金プランがあります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>月間伝送情報量</th> <th>料金プラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暦月中における月間伝送情報量が500メガバイトまでのもの</td> <td>プランA</td> </tr> <tr> <td>暦月中における月間伝送情報量が1,000メガバイトまでのもの</td> <td>プランB</td> </tr> <tr> <td>暦月中における月間伝送情報量が2,000メガバイトまでのもの</td> <td>プランC</td> </tr> <tr> <td>暦月中における月間伝送情報量が6,000メガバイトまでのもの</td> <td>プランD</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 1メガバイトは1,024キロバイト、1キロバイトは1,024バイトとします。</td> </tr> </tbody> </table>	月間伝送情報量	料金プラン	暦月中における月間伝送情報量が500メガバイトまでのもの	プランA	暦月中における月間伝送情報量が1,000メガバイトまでのもの	プランB	暦月中における月間伝送情報量が2,000メガバイトまでのもの	プランC	暦月中における月間伝送情報量が6,000メガバイトまでのもの	プランD	備考 1メガバイトは1,024キロバイト、1キロバイトは1,024バイトとします。	
	月間伝送情報量	料金プラン											
暦月中における月間伝送情報量が500メガバイトまでのもの	プランA												
暦月中における月間伝送情報量が1,000メガバイトまでのもの	プランB												
暦月中における月間伝送情報量が2,000メガバイトまでのもの	プランC												
暦月中における月間伝送情報量が6,000メガバイトまでのもの	プランD												
備考 1メガバイトは1,024キロバイト、1キロバイトは1,024バイトとします。													
2 ファイル配信サービスの専用契約者は、1のいずれかの料金プランを指定していただきます。													
(2) ファイル配信サービスの配信専用料に係る情報量の適用	1 専用契約者が約款第38条(伝送申込)の規定に基づいて指定した伝送方式により、配信専用料に係る伝送情報量(以下「伝送情報量」といいます。)を次のとおり算定します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>伝送方式</th> <th>伝 送 情 報 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単送</td> <td>実際に伝送したファイルの情報量</td> </tr> <tr> <td>2連送</td> <td>実際に伝送したファイルの情報量の1.5倍</td> </tr> <tr> <td>3連送</td> <td>実際に伝送したファイルの情報量の2倍</td> </tr> </tbody> </table>	伝送方式	伝 送 情 報 量	単送	実際に伝送したファイルの情報量	2連送	実際に伝送したファイルの情報量の1.5倍	3連送	実際に伝送したファイルの情報量の2倍				
	伝送方式	伝 送 情 報 量											
単送	実際に伝送したファイルの情報量												
2連送	実際に伝送したファイルの情報量の1.5倍												
3連送	実際に伝送したファイルの情報量の2倍												
2 1で定めた伝送情報量を、月間伝送情報量の算定対象として取扱います。													
(3) ファイル配信サービスの配信専用料に係る伝送申込の取消しの適用	1 伝送申込を取消した場合は、専用契約者が約款第38条(伝送申込)の規定に基づいて指定した伝送方式により、当該取消しに係る情報量(以下「取消情報量」といいます。)を次のとおり算定します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>伝送方式</th> <th>取 消 情 報 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単送</td> <td>伝送申込情報量の0.5倍</td> </tr> <tr> <td>2連送</td> <td>伝送申込情報量の0.75倍</td> </tr> <tr> <td>3連送</td> <td>伝送申込情報量</td> </tr> </tbody> </table>	伝送方式	取 消 情 報 量	単送	伝送申込情報量の0.5倍	2連送	伝送申込情報量の0.75倍	3連送	伝送申込情報量				
	伝送方式	取 消 情 報 量											
単送	伝送申込情報量の0.5倍												
2連送	伝送申込情報量の0.75倍												
3連送	伝送申込情報量												
2 1で定めた取消情報量を、月間伝送情報量の算定対象として取扱います。													
(4) データストリームサービスの配信専用料の適用	利用期間の長さに応じて適用する配信専用料を次のとおりとします。なお、約款第25条(データストリームサービスに係る利用期間の変更の請求)の規定に基づき区分に変更が生じた場合は、変更請求の日の翌日から変更後の区分を適用します。												
	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間サービス</td> <td>利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から一年以上、3年未満のもの</td> </tr> <tr> <td>3年間サービス</td> <td>利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から三年以上、5年未満のもの</td> </tr> <tr> <td>5年間サービス</td> <td>利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から五年以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利用期間	1年間サービス	利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から一年以上、3年未満のもの	3年間サービス	利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から三年以上、5年未満のもの	5年間サービス	利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から五年以上のもの				
区 分	利用期間												
1年間サービス	利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から一年以上、3年未満のもの												
3年間サービス	利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から三年以上、5年未満のもの												
5年間サービス	利用期間が、データストリームサービスの利用開始日から五年以上のもの												

## 2 料金

## 2-1 ファイル配信サービスに係るもの

(単位:円)

区 分		配 信 専 用 料	
月間伝送情報量	料金プラン	定額料金(月額)	超過料金 (1メガバイトあたり)
暦月中における月間伝送情報量が500メガバイトまでのもの	プランA	115,000	230
暦月中における月間伝送情報量が1,000メガバイトまでのもの	プランB	160,000	160
暦月中における月間伝送情報量が2,000メガバイトまでのもの	プランC	260,000	130
暦月中における月間伝送情報量が6,000メガバイトまでのもの	プランD	600,000	100
備考 1メガバイトは1,024キロバイト、1キロバイトは1,024バイトとします。			

2-2 データストリームサービスに係るもの

(単位:円)

伝送速度	利用期間による区分	配信専用料(月額)
64キロビット/秒	1年間サービス	280,000
	3年間サービス	274,000
	5年間サービス	263,000
128キロビット/秒	1年間サービス	680,000
	3年間サービス	666,000
	5年間サービス	638,000
192キロビット/秒	1年間サービス	980,000
	3年間サービス	959,000
	5年間サービス	919,000
256キロビット/秒	1年間サービス	1,280,000
	3年間サービス	1,260,000
	5年間サービス	1,210,000
384キロビット/秒	1年間サービス	1,880,000
	3年間サービス	1,840,000
	5年間サービス	1,770,000
512キロビット/秒	1年間サービス	2,280,000
	3年間サービス	2,240,000
	5年間サービス	2,140,000
768キロビット/秒	1年間サービス	3,080,000
	3年間サービス	3,020,000
	5年間サービス	2,890,000
1,024キロビット/秒	1年間サービス	3,880,000
	3年間サービス	3,800,000
	5年間サービス	3,640,000
1,536キロビット/秒	1年間サービス	5,480,000
	3年間サービス	5,370,000
	5年間サービス	5,140,000
2,048キロビット/秒	1年間サービス	7,080,000
	3年間サービス	6,930,000
	5年間サービス	6,640,000
3,072キロビット/秒	1年間サービス	10,280,000
	3年間サービス	10,060,000
	5年間サービス	9,640,000
4,608キロビット/秒	1年間サービス	13,780,000
	3年間サービス	13,490,000
	5年間サービス	12,930,000
6,144キロビット/秒	1年間サービス	17,280,000
	3年間サービス	16,910,000
	5年間サービス	16,210,000
24,576キロビット/秒	1年間サービス	39,123,000
	3年間サービス	38,285,000
	5年間サービス	36,683,000

## 第2表 限定受信システム基本料

## 1 適用

限定受信システム基本料は、一の専用契約ごとに適用します。

## 2 限定受信システム基本料の額

(単位:円)

限定受信システム基本料(月額)
120,000

第3表 付加機能料

1 適用

付加機能料の適用については約款第57条(付加機能料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

付 加 機 能 料 の 適 用	
当社は、ファイル配信サービスの付加機能を次表のとおり適用します。	
種 類	適 用
(1) 送達確認	ファイルが配信先に送達されたことを確認し、通知する機能をいいます。
(2) ファイル受信	ファイルを受信するための機能で、当社が提供するソフトウェアを使用する場合に適用します。

2 料金

(単位:円)

区 分	付加機能料
(1) 送達確認に係るもの	別に算定する実費
(2) ファイル配信に係るもの	別に算定する実費

## 第4表 手続きに関する料金

## 1 適用

手続きに関する料金については、約款第58条(手続きに関する料金の支払義務)の規定に基づき、2(料金)に規定する料金を適用します。

## 2 料金

(単位:円)

区 分	単 位	料金額	
(1) 限定受信システム取扱手数料	ア 限定受信情報の更新・確認	一受信専用設備あたり月額	1,000
	イ 限定受信情報の登録	一契約あたり初回登録時のみ	50,000
	ウ 受信専用設備の登録	一受信専用設備あたり初回登録時のみ	300
(2) 料金プラン変更手数料	変更となる一契約あたり	3,000	
(3) 伝送方式変更手数料	変更となる一契約あたり	50,000	
(4) 最大伝送速度変更手数料	変更となる一契約あたり	50,000	

第5表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第61条(解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

解除料の適用		
スターストリームサービスの解除料は、次のとおり区分し適用します。		
区 分		適 用
ファイル配信サービス	約款第61条(解除料の支払義務)第(1)号の規定に基づき専用契約を解除する場合	2(解除料の額)の2-1に規定する料金を適用します。
データストリームサービス	約款第61条(解除料の支払義務)第(2)号の規定に基づき専用契約を解除する場合	2(解除料の額)の2-2-1に規定する料金を適用します。
	約款第61条(解除料の支払義務)第(3)号の規定に基づき専用契約を解除する場合	2(解除料の額)の2-2-2に規定する料金を適用します。

2 解除料の額

2-1 ファイル配信サービスに係るもの

区 分	解 除 料
(1) 専用契約の解除の日が、利用開始日予定日の前日までの日のとき。	配信専用料に限定受信システム基本料を合算した額の6か月分
(2) 専用契約の解除の日が、利用開始日または料金プラン変更日から6か月に満たない期間のとき。	配信専用料に限定受信システム基本料を合算した額の6か月分から利用開始日または料金プラン変更日から専用契約の解除の日までに支払った配信専用料と限定受信システム基本料を差引いた額

2-2 データストリームサービスに係るもの

2-2-1 利用開始日の前日までの解除に係るもの

区 分	解 除 料
(1) 専用契約の解除の日が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき。	配信専用料に限定受信システム基本料を合算した額の3か月分
(2) 専用契約の解除の日が、利用開始予定日の6か月前に満たない日からスターストリームサービスの利用開始日の前日までの日のとき。	配信専用料に限定受信システム基本料を合算した額の6か月分
備考 この項において解除料の算定の基準となる配信専用料は、スターストリームサービスの利用開始予定日の属する月の料金とします。	

2-2-2 利用開始日以降の解除に係るもの

区 分	解 除 料
(1) 専用契約の解除の日が、利用期間終了日の6か月以上前の日のとき。	専用契約の解除の日から継続して6か月間専用契約に係るデータストリームサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料と限定受信システム基本料を合算した額と、専用契約の解除の日から6か月を超える日以降利用期間終了日までの期間その専用契約に係るデータストリームサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料と限定受信システム基本料を合算した額の10%相当額との合計額
(2) 専用契約の解除の日が、利用期間終了日の6か月前に満たない日から利用期間終了日の前日までの日のとき。	専用契約の解除の日から利用期間終了日まで継続してデータストリームサービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる配信専用料と限定受信システム基本料を合算した額

## 第6表 伝送速度変更料

## 1 適用

約款第62条(伝送速度変更料の支払義務)の規定に基づき伝送速度を変更する場合、2(伝送速度変更料の額)に規定する料金を適用します。

## 2 伝送速度変更料の額

区 分	伝送速度変更料
(1) 伝送速度の変更の日が、利用期間終了日の6か月以上前の日のとき。	当初の支払うべき配信専用料相当額から伝送速度の変更の日以降支払うべきこととなる配信専用料相当額を差引いた額(以下「料金差額」といいます。)の6か月分と、伝送速度の変更の日から6か月を超える日以降利用期間終了日までの期間に料金差額を乗じた額の10%相当額との合計。
(2) 伝送速度の変更の日が、利用期間終了日の6か月前に満たない日から利用期間終了日の前日までの日のとき。	伝送速度の変更の日から利用期間終了日までの期間に料金差額を乗じた配信専用料相当額

第7表 一時前払いの割引率

区 分	割 引 率
(1) 6か月分の配信専用料及び限定受信システム基本料を一時前払いにより支払う場合	1.25%
(2) 1年分の配信専用料及び限定受信システム基本料を一時前払いにより支払う場合	2.75%

附 則

(実施期日)

この料金表は、平成11年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成11年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成12年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成13年3月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定料金表は、平成14年1月4日から実施します。

(実施期日)

この改定料金表は、平成15年3月28日から実施します。

---

資料名 スターSTREAMサービス料金表

資料番号 PAD-F-第02-001号

平成 11年 4月 1日 第1版  
平成 11年 9月 1日 第2版  
平成 12年 9月 1日 第3版  
平成 13年 3月 31日 第4版  
平成 14年 1月 4日 第5版  
平成 15年 3月 28日 第6版

J S A T 株 式 会 社  
東 京 都 港 区 赤 坂 1 - 1 4 - 1 4

T E L : 0 3 - 5 5 7 1 - 7 7 7 0  
( 営 業 本 部 代 表 )

---

(不許複製、禁転載)

